

## 出荷制限指示後の管理の考え方

養殖により生産されたものを除くイワナ（以下「イワナ」という。）の出荷管理については、岩手県内水面漁業協同組合連合会、関係漁業協同組合及び関係市町と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

### 1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、イワナについて出荷制限が指示された磐井川（支流を含む。）及び砂鉄川（支流を含む。）においては、①所属組合員にイワナを採捕しないよう周知すること、②遊漁券を購入する遊漁者に対しイワナの採捕をしないよう、また既に遊漁券を購入した遊漁者に対しても同様に周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等により当該河川でイワナを採捕しないよう広く周知を図る。

### 2 流通対策

これら魚種については市場流通の実態はないが、万全を期すため、県は、ホームページ等により、出荷制限が指示されているイワナを流通させないよう関係者に周知を図る。

### 3 その他

県内のイワナの生息河川において、検査を実施していない河川については、早急にこれらの検査を実施するとともに、今回出荷制限指示のあった磐井川及び砂鉄川の周辺も含めて、早急に検査点数を増やし、かつ、継続的に検査を実施し、実態を把握するものとする。